

有料老人ホームをお探しなら

あらいふ

2017年12月号
0円 Take Free
ご自由にお持ちください

まずは、ご相談ください
あらいふ入居相談室
フリーダイヤル
0120-007-097

●特集●「スムーズ入居に向けた障壁」を一掃しよう④

年内に退院。1日もはやく落ち着いた
暮らしを取り戻すには?

●今、注目したい「高齢期の住まい」
チャームプレミア 深沢



歌手

岩崎宏美さん

「10年後はシャンソンを歌っているかも
しれません(笑)。でも、歌の水準を保てなく
なつたら、幕引きだと考えているのです」

週刊文春の記者が、お取扱い特集で「本当に伝えたかったこと」
どんなときに「家族信託」を理由すべきなのか?
「あさみ ちゆきのかんたんストレッチ」②伸ばす運動

有料老人ホーム・
高齢者住宅リスト付き

まったくなし!! 親の「終活」

家族信託とは、あなたの大切な人に
財産を「信託」することです。

Vol.3



家族信託という言葉を知っていますか?

本人の判断能力があるうちに財産の管理や処分、継承などを契約書にしておけば、その通りにできる便利な制度です。

前号に引き続き、「宮田総合法務事務所」の宮田さんに、親が逝去した場合の「残余財産」についてうかがいました。

宮田総合法務事務所

宮田浩志
宮田総合法務事務所・
所長
司法書士

宮田浩志



●みやた・ひろし●早稲田大学法学部在学中に司法書士資格を取得。司法書士事務所勤務を経て2000年に東京・吉祥寺に宮田総合法務事務所を開業。一般社団法人家族信託普及協会代表理事としても活動している。17年4月近付セールス社より「相続・認知症で困らない家族信託まるわたり読本」を上梓。

財産相続のコスト減だけではない。
家族信託のメリットとは?

間や、それに伴う話合いのもつれなども回避しやすくなります。

相続による「争族」を回避。
親の介護を話し合っきっかけに

前号では、親が施設入居となつた場合、実家を処分して介護費用を捻出するため、家族信託を使えばコストと手間が軽減できることをご紹介しました。今回は、仮に親が逝去した場合、相続時にどのようなメソッドがあるかをご紹介します。

長男が家族信託の受託者となり、両親の財産管理に関わることになったケースです。受託者となることで、長男は次男と比べ、責任や手間が発生します。それに対する報酬として、毎月いくらかを両親から長男へ支払う方法があります。しかし、今後発生する介護費用がどの程度になるか不透明な中、両親から託された現金から長男が報酬をもらうことにはリスクが伴います。

そこで私がからご提案したのは、両親の生前は特に報酬を支払わず、残った遺産（信託の残余財産）について、長男に多く分配する方法です。こうすれば、介護資金の減少を少しでも抑えつつ公平性を保つことができます。また、父親・母親名義の財産それについて遺産分割する手

信託契約には両親と長男の両者が揃えば手続きは可能ですが、私は「家族揃ってのお話しはできますか？」と尋ねました。すると長男は「疎遠な次男も同席させたい」とのこと。そこで父親、長男、次男を交え、私から家族信託についてご説明しました。今後、長男が親の財産管理を主体となって行うことにより、負担と責任がかかるてくること。公平性の観点から残余財産は長男と次男で6対4に分けることをご提案しました。その結果、次男から了承を得ることができました。

家族信託の検討をきっかけにそれまで疎遠だった家族全員が集まり、両親が元気なうちに両親の今後をいかに支えるかを話し合うことができたことは大変有意義でした。

家族信託の活用により、親・兄弟間で「想い」を共有することができて、結果として、両親が安心できる老後を実現し、相続が「争族」にならず済んだケースとなりました。